

平成30年度 第2回久留米市有線放送運営委員会

日時：平成31年2月6日（水）
14時～

場所：田主丸総合支所 202 会議室

1. 開 会

2. 協議事項

有線放送事業の今後のあり方について

3. その他

4. 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所属団体名	役職名等	出 欠
委員長	大 熊 博 文	久留米市議会	議 員	
副委員長	小 林 整 子	田主丸町商工会	女性部長	
	石 井 秀 夫	久留米市議会	議 員	
	草 場 和 子	にじ農業協同組合	田主丸支店 金融課長	
	刈 茅 重 信	田主丸地域の 地域コミュニティ組織	水縄校区まちづくり 振興会会長	
	北 川 正 勝		田主丸校区まちづくり 振興会会長	
	小 林 一 成		柴刈校区まちづくり 振興会副会長	
	中 野 まり子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	田主丸校区会長	
	秋 山 邦 江		会 員	
	小 西 裕 也	久留米市消防団 田主丸支団	班 長	
	石 井 陽 一	浮羽消防署	所 長	

※任期2年間(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)

資 料

資料1	有線放送事業の現状	(P 1 ～P 4)
資料2	有線放送事業の効果	(P 5)
資料3	有線放送事業における課題	(P 6 ～P 1 1)
資料4	久留米市有線放送条例	(P 1 2 ～P 1 5)
資料5	久留米市有線放送条例施行規則	(P 1 6 ～P 1 9)
資料6	久留米市有線放送条例施行規程	(P 2 0)
資料7	久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について	(P 2 1)

有線放送事業の現状

1 施設の概要 (H30 年 3 月末時点)

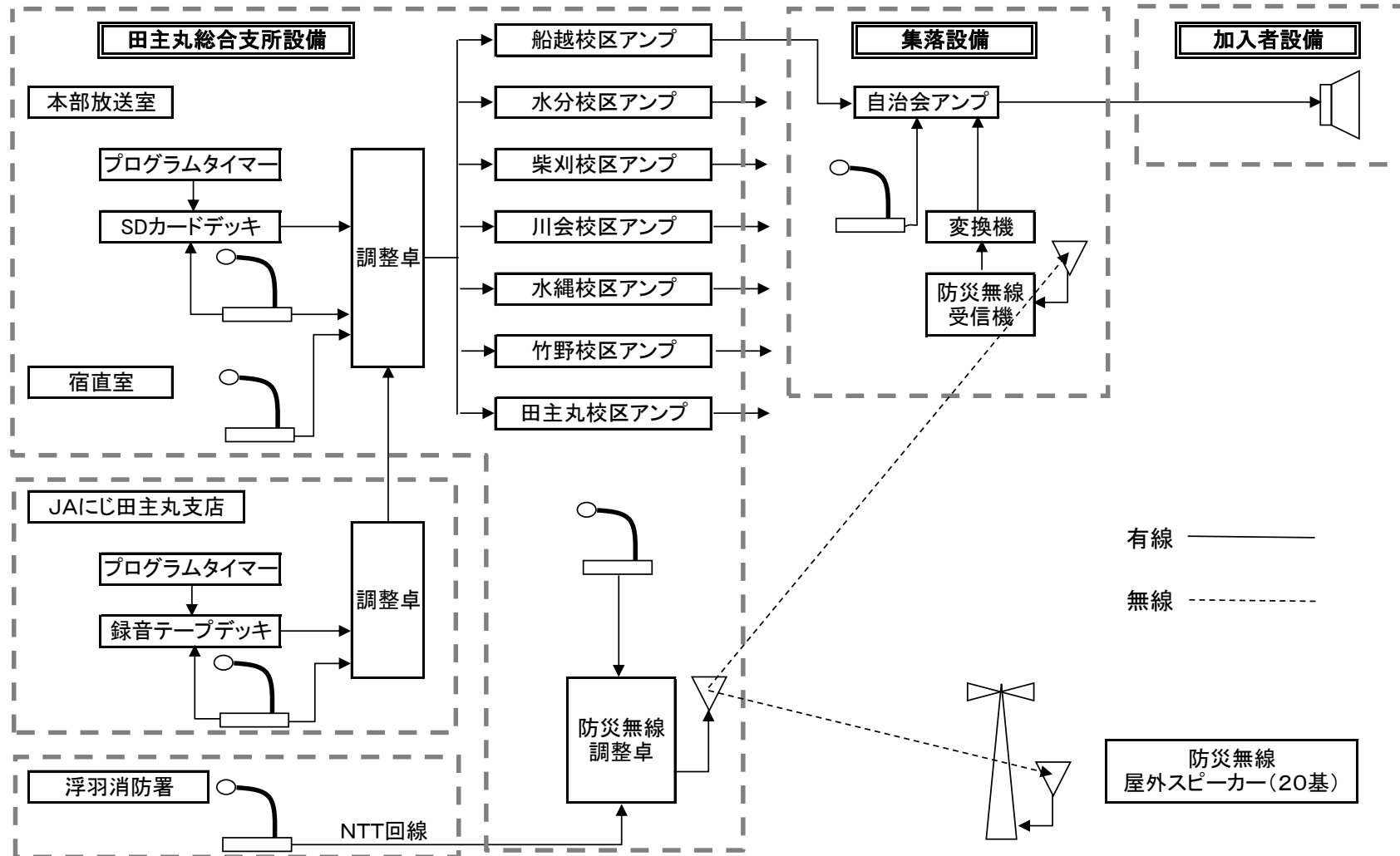
本部放送室	総合支所 2 階 (放送室 11.39㎡・事務室 10.35㎡)
放送本部施設	朝日無線 特注品
当直室中継放送器	朝日無線 特注品
農協中継放送器	東亜特殊電気 SV-3100SE 型 (特注品) 7 校区選択機能付
中継放送器 (自治会アンプ)	特注品: 117 台 (予備器 10 台) [内訳 30W: 106 台、60W: 11 台]
電柱	専用柱: 2,473 本 (鋼管柱: 1,590 本、木柱: 883 本) 共架: 1,102 本 (九電柱共架: 906 本、NTT 柱共架: 196 本)
有線ケーブル	幹線: 30,245m その他: 135,523m
宅内スピーカー	加入者側宅内スピーカー: 6,292 台 (空き家分などを含む) (参考) 平成 29 年度新規設置台数 41 台

2 放送

総合支所放送 (自動放送)	朝のお知らせ	7 時 20 分	各主管・委託放送 (無料)
	夜のお知らせ	18 時 30 分 (冬期) 19 時 30 分 (夏期)	
広告放送	昼	12 時 30 分	商店等依頼放送 1 回 1,020 円 (市外 1 回 2,040 円)
農協中継放送 (自動放送)	朝のお知らせ	7 時 45 分 (冬期) 6 時 45 分 (夏期)	農事指導、行事等のお知らせ
	昼のお知らせ	12 時 20 分	
	夜のお知らせ	18 時 45 分 (冬期) 19 時 45 分 (夏期)	
自治会からの放送	上記時間以外に随時放送		自治会の行事等のお知らせ
臨時放送	天候により行事の日時等が変更になった場合など、非常災害や緊急事項の連絡 (閉庁後は当直員放送)		

使用時間帯	夏期 (4 月 1 日から 9 月 30 日まで)・・・午前 6 時から午後 10 時まで 冬期 (10 月 1 日から 3 月 31 日まで)・・・午前 6 時から午後 9 時まで (ただし、非常災害その他緊急事項の通報及び連絡は除く。)
-------	--

有線放送設備概略図



3 放 送 実 績

年度別放送回数 (平成 30 年 12 月末現在)

(単位：回)

年度		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
(1) 総合支所	① 定時	2,659	2,572	2,079	2,576	1,867
	主管放送 (※1)	1,093	982	815	1,046	822
	委託放送 (※2)	1,566	1,590	1,264	1,530	1,045
	② 広告	506	539	441	549	407
	町 内	506	534	441	549	407
	町 外	0	5	0	0	0
	③ 臨時	63	81	64	44	55
	災 害	11	33	36	26	35
	イベント等 (中止・延期)	52	48	22	11	14
	緊急を要するもの	(内訳不明)	(内訳不明)	6	7	6
	小 計	3,228	3,192	2,584	3,169	2329
(2) にじ農協		255	287	212	287	146
合 計		3,483	3,479	2,796	3,456	2,475

(※1) 主管放送・・・久留米市からの行政情報の放送

(※2) 委託放送・・・うきは警察署、校区まちづくり振興会、地域婦人会、老人クラブ等からの放送

4 有線放送事業に係る苦情相談件数

スピーカーの設置依頼や電柱・ケーブルの撤去依頼などの相談のほか、災害や有線放送設備老朽化による設備の不具合に対する苦情や相談がある。勤務時間内の対応はもちろんのこと、夜の定時放送後に雑音が止まらない場合など不具合への夜間対応も発生している。

苦情・相談件数 (平成 30 年 12 月末現在)

(単位：件)

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
件数	523	465	407	419	515

5 有線放送事業に係る経費 年度別比較

歳出

(単位：千円)

科 目	H 2 6 (決算)	H 2 7 (決算)	H 2 8 (決算)	H 2 9 (決算)	H 3 0 (予算)	内 訳
報 酬	58	42	101	101	159	○有線放送運営委員会
旅 費	0	0	1	0	6	○委員視察研修日当 ○委員視察研修随行
需用費	1, 143	1, 229	1, 572	1, 395	1, 457	○消耗品費 (スピーカー) ○光熱水費 (区長放送器電気料) ○修繕料
役務費	8	7	0	0	20	○共架申請調査手数料
委託料	15, 925 (うち主 要事業 6, 710)	12, 433	11, 620	11, 053	10, 619	○アナウンス業務委託料 ○施設設備保守点検委託料 ○区長放送器移転その他支障移 設等 ○移設工事委託料
使用料及 び賃借料	1, 376	1, 408	1, 415	1, 416	1, 485	○九州電力共架料 ○N T T 柱添架料 ○浮羽工業高校敷地料
計	18, 510	15, 119	14, 709	13, 965	13, 746	

歳入

(単位：千円)

科 目	H 2 6 (決 算)	H 2 7 (決算)	H 2 8 (決算)	H 2 9 (決算)	H 3 0 (予算)	内 訳
有線放送 手数料	521	566	472	549	550	○広告放送・工事手数料
有線放送 施設使用料	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	○にじ農業協同組合有線放送 施設使用料
支障移転 費用	828	54	38	172	0	○国県道改修工事等に係る有 線放送移転補償
計	2, 849	2, 120	2, 010	2, 221	2, 050	

有線放送事業の効果

1 災害時の情報伝達

有線放送は、総合支所や自治会長からの放送が瞬時に伝達されるため、即時性が高く、一斉に周知を必要とする災害時の緊急対応に活用している。また、住民も災害時等の重要な情報は有線放送による提供がなされるものと認識している。さらに、田主丸地域は、市全体の高齢化率 26.5%（H31.1.1 現在）と比較して 32.3%と高く、携帯電話やスマホ・インターネットを利用しない方、或いは不慣れな高齢者にとっては、有効な情報伝達となっている。

＜参考＞災害時の主な情報伝達

避難指示、避難勧告、自主避難所開設、道路冠水情報等

2 災害時を除く臨時の情報伝達

災害時以外でも、イベント行事の中止・延期の放送など、突発的で即時性が求められる情報の伝達に活用されている。また、行方不明者の搜索や事故による通行止めの情報提供等も行っている。

3 地域コミュニティ活動の情報伝達

有線放送は、地域のコミュニティ活動に長年活用されており、地域に密着したものとなっている。特に自治会内の放送に関しては、平成 21 年度及び平成 29 年度に実施したアンケート調査において、9 割を超える自治会長が効果が「ある」もしくは、「大いにある」と回答しており、自治会等の地域コミュニティのニーズは高い。また、校区ごとにコミュニティ組織ができたことで、住民参加を呼びかける行事の周知など、校区単位での広報活動にも活用されている。

4 にじ農協からの情報伝達

にじ農協からの放送は、各種相談会のお知らせや、農薬の散布方法等の周知、営農センターの営業時間変更のお知らせ等に活用されているほか、天候不良によるカントリーエレベーターの集荷日の変更など、臨時放送も行われている。

5 その他の情報伝達

(1) 広告放送

広告放送は新聞折り込み等に比べて安価なため、田主丸地域内の中小商店等からの売り出し案内や、法務事務所等からの相談会開催の案内などに活用されている。

(2) 従業員募集

定時放送では従業員募集の放送も行っており、地域内の団体や事業者等に活用されている。

有線放送事業における課題

1 市民サービスの均一化

この有線放送事業は、田主丸地域に限定した事業であり、全市的に見ると公平性に欠けるため監査からの指摘を受けている。また、市議会からは有線放送事業の今後について検討するよう指摘を受けている一方、事業を全市に拡大してもらいたいという意見もある。

なお、全市的な市政情報の伝達として、広報誌「広報くるめ」や市のホームページによる情報発信を行っている中、田主丸地域では有線放送システムを利用し他地域以上の情報提供を行っている状況である。

(1) 監査からの指摘

一定の有益性は認められてはいるが、今後も存続させるのであれば、その放送内容等に照らし、運営主体となるべきものや、受益者として運営費用を負担すべきものに関し、新たな運営形態の可能性等も含めて見直すことを検討されたい。

(2) 市議会からの意見や質疑に対する回答等

- ・合併から10年が経過し、有線放送をいつまで市の事業としてやっていくか検討すべき時期であり、民間への委譲、運営主体を替えるなど検討をお願いしたい。
- ・「市全体としては、有線放送事業の今後をどう考えているのか。」という質疑に対し、「全市的な情報発信手段の状況を見極めながら、関係団体、関係部局と連携し早急に検討を進める。」と回答。
- ・有線放送は地域住民に無くてはならないものになっている。放送エリアを全市に拡大してもらいたい。

【参 考】

(1) 市内の主な広報媒体

媒体	旧久留米	田主丸	北野	三潨	城島
広報くるめ	○	○	○	○	○
ホームページ	○	○	○	○	○
地域版広報誌	×	○	○	○	○
有線放送	×	○	×	×	×

(2) 緊急時等の主な広報手段

種 類	主な広報手段
災害情報	・ ホームページ ・ 緊急速報メール（エリアメール） ・ 防災ラジオ ・ 消防団による広報 ・ 防災行政無線 ・ 防災メールまもるくん ・ テレビ・ラジオ等 ・ 有線放送（田主丸のみ）
行事の中止・延期等の情報	・ ホームページ ・ テレビ・ラジオ等 ・ 有線放送（田主丸のみ）

(3) 自治会内の主な情報伝達手段

回覧板、連絡網、紙配布、有線放送（田主丸のみ）

2 市の財政負担

(1) 財政負担の状況

有線放送の事業費については、平成 29 年度決算で歳出 13,965 千円、歳入 2,221 千円（にじ農協負担金や広告放送手数料等）となっており、年間 11,744 千円の負担となっている。近年の実績は以下のとおり。

財政負担の実績 (単位：千円)

	H 2 6 (決算)	H 2 7 (決算)	H 2 8 (決算)	H 2 9 (決算)	H 3 0 (予算)
歳 出	18,510	15,119	14,709	13,965	13,746
歳 入	2,849	2,120	2,010	2,221	2,050
負担(歳出－歳入)	15,661	12,999	12,699	11,744	11,696

※市単費（国・県からの補助金等は無し）

※H 2 6 は、主要事業（鋼管柱建替）分の 6,710 千円含む。

(2) 経費節減対策の経過

①中継放送器（自治会アンプ）の定置化

自治会アンプは、自治会長の交代にあわせて年度当初に自治会長宅に移設していたが、平成 19 年度から小地域公民館等への定置化を進め、平成 25 年度末に 107 器中 99 器（残りの 8 器については、公民館が無い自治会のため、自治会長宅に設置している）の定置化を完了している。これに伴い、年間約 170 万円の節減となった。

②アナウンス業務の委託

平成 19 年度まではアナウンス業務を臨時職員で対応していたが、平成 20 年度よりシルバー人材センターへの委託に切り替え、平成 23 年度に従事時間を短縮した。これに伴い、年間約 60 万円の節減となった。

(3) 広告放送の手数料収入の状況

広告放送については、地域内商店からの売り出し案内や、法務事務所等からの相談会の開催案内などが主なものであるが、放送実績としては、例年 500 件程度で、手数料は 50 万円程度の収入となっている。

広告放送の手数料収入実績（平成 30 年 12 月末現在） (単位：件・千円)

	H 2 6 (決算)	H 2 7 (決算)	H 2 8 (決算)	H 2 9 (決算)	H 3 0 (予算)
件 数	507	548	463	539	405
手数料	517	559	472	549	414

3 設備の老朽化

有線放送事業は、旧田主丸町時代の昭和 40 年に開始されたものであり、現在まで 53 年経過している。中には事業開始時期から使用されているものもあり、設備の老朽化が課題となっている。

(1) 有線ケーブル

ケーブルの維持管理については、コストを抑えるため、損傷した箇所の随時張替えで対応している為、事業開始当初から使用しているケーブルも残っており、近年、雑音発生等の不具合が多発している。また、不具合の箇所が広範囲に及ぶ場合もあり、損傷ケーブルの特定に時間を要し長期間放送できない地域も出てきている。

平成 28 年度以降発生した大規模な不具合の状況

時 期	地 域	不具合の状況	原 因
平成 28 年 6 月～7 月	田主丸校区 全域	放送数分前から雑音の発生	口高自治会内のケーブルの損傷によるもの
平成 29 年 1 月～2 月	竹野校区全 域	放送中に雑音が発生	善院区内、三明寺区内のケーブル損傷によるもの
平成 29 年 5 月	松門寺自治 会	放送中に雑音が発生、放送後も雑音が止まらない	松門寺自治会内のケーブルの損傷によるもの
平成 30 年 4 月～6 月	駅東町自治 会	自治会内の放送が、放送途中に聞こえなくなる	公民館外の保安器のヒューズ不良によるもの
平成 30 年 6 月～10 月	水縄校区全 域	放送中に雑音が発生、放送後も雑音が止まらない	老朽ケーブルの損傷箇所の調査中に落雷があり、ケーブル損傷箇所が複数に及んだもの

(2) 中継放送器（自治会アンプ）

中継放送器は総合支所からの放送と連携させているため、特注品である。ほとんどが、事業開始時期から使用されており、交換部品の調達がすぐにできず修繕に時間とコストがかかる。また、交換部品が無く修理できないものも出てきている。

(3) 宅内スピーカー

宅内スピーカー設置数の 3 分の 1 程度が事業開始から使用されており、音量調節できない。また、老朽化したスピーカーは、「音量が小さくなる」、「放送が入らない」等の不具合が生じてくるため、新しいスピーカーへ交換することで対応している。今後もスピーカーの交換は増加することが想定される。

(4) 専用柱

新市建設計画に基づく主要事業として、老朽化した木柱を鋼管柱に建て替える「鋼管柱建替事業」を実施してきたが、平成 30 年 3 月末時点で、883 本の木柱が残っている。

現在は、必要な場合のみ、通常の維持管理の中での建替えや九電柱・N T T 柱への共架で対応している。

(5) 農協中継放送器

昭和 40 年代から使用している放送機器、及び昭和 63 年頃に更新された録音機器で構成されていることから、老朽化が著しく、交換部品等の調達も困難な状況である。現在は放送に支障が生じた場合も応急措置のみの対応となっており、録音して放送することは可能だが、生放送をすることはできない状況である。そのため、農繁期の緊急放送等は、農協からの放送ができず、総合支所から放送している。

【参 考】

(1) 合併後に更新した設備

(平成 30 年 3 月末現在)

施設名称	状 態
放送本部施設	庁舎建替えに伴い、平成 25 年 1 月に更新している。
当直室中継放送器	庁舎建替えに伴い、平成 25 年 1 月に更新している。
電柱	古い木製の柱を金属性の柱に替える「鋼管柱建替事業」を平成 17 年度から 26 年度まで、事業費約 1 億 2,500 万円をかけて実施してきた。 ○専用柱：2,473 本（鋼管柱：1,590 本、木柱：883 本） ○共架：1,102 本（九電柱共架：906 本、N T T 柱共架：196 本）

(2) 老朽化した設備を更新する場合の概算費用

平成 25 年 1 月の庁舎建替えに伴い更新した放送本部施設・当直室中継放送器、平成 17 年度から平成 26 年度まで実施してきた「鋼管柱建替事業」で建替えた鋼管柱を除き、老朽化した設備を更新した場合の概算費用は以下のとおり。

更新する場合の概算費用

(単位：千円)

種 類	金 額
ケーブル(幹線)	84,739
ケーブル(支線)	216,577
ケーブル(引込線)	51,548
中継放送器（自治会長アンプ）	36,682
宅内スピーカー	16,360
木柱を鋼管柱に建替え	98,087
農協中継放送器	3,155
合 計	507,148

4 有線放送設備と災害

災害発生時には、有線放送を利用して避難所設置や土砂災害警戒情報などの緊急放送を行っている。しかし、災害等の影響で長期間使用できない場合があり、万能なシステムとはいえない。

放送以外でも災害による電柱の倒壊や傾き、ケーブルのたるみ等により、交通の障害となるなど安全面でも課題がある。

【参 考】

災害による不具合の状況

災 害	期 間	不具合箇所	不具合の状況	対 応
平成 25 年 7 月 6 日 落雷	7/6～7/22	総合支所	総合支所内本体設備故障による不通	本体設備修繕
平成 25 年 8 月 30 日 落雷	8/30～10/3	総合支所	総合支所内本体設備故障による不通	本体設備修繕
平成 26 年 7 月 30 日 落雷	7/30～10/4	田主丸全域	アンプの故障 ヒューズの損傷等	アンプ修繕、ヒューズ交換等
平成 27 年 8 月 25 日 台風 15 号	8/25～9/10	田主丸全域(19 件)	ケーブルの断線 (11 件) ケーブルのたるみ (2 件) 電柱の倒壊、傾き(8 件)	ケーブル改修、 電柱建替え等
平成 28 年 9 月 27 日 落雷	9/27～11/16	総合支所	総合支所内本体設備故障による不通	本体設備修繕
平成 30 年 6 月 30 日 落雷	6/30～7/4	田主丸全域(12 件)	アンプの故障(8 件) マイクの故障(3 件) その他の不具合(3 件)	アンプ修繕、マイク交換、ケーブル改修等
平成 30 年 8 月 13 日 落雷	8/13～11/19	田主丸全域(23 件)	アンプの故障(10 件) マイクの故障(1 件) ケーブルの損傷(5 件) ヒューズの損傷(4 件) その他の不具合(3 件)	アンプ修繕、マイク交換、ケーブル改修等
平成 30 年 10 月 6 日 台風 25 号	10/6～11/5	田主丸全域(29 件)	雑音が入る(6 件) アンプの故障(1 件) ケーブルの損傷(15 件) ヒューズの不具合(4 件) その他の不具合(3 件)	アンプ修繕、マイク交換、ケーブル改修等

○久留米市有線放送条例

平成16年12月28日

久留米市条例第47号

改正 平成26年3月27日条例第19号

(趣旨)

第1条 市が行う有線放送のための施設（以下「放送施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(放送施設の設置)

第2条 市の広報活動に寄与し、住民の福祉及び文化経済の向上を図り、もって市の発展を促進することを目的として本市に放送施設を設置する。

(放送施設の構成)

第3条 放送施設は、久留米市田主丸総合支所内及びにじ農業協同組合水分支所内の放送施設、屋外放送装置、接続機、増幅器、電柱、電線及び宅内スピーカーその他これらに附属する一切の設備をもって構成する。

(放送施設を設置する区域)

第4条 放送施設は、別表第1に定める区域に設置する。

(事業)

第5条 放送施設を用いて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示、広報事項の伝達に関すること。
- (2) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡に関すること。
- (3) 官公署、公共団体等からの広報事項の伝達に関すること。
- (4) 自主編成番組の放送に関すること。
- (5) 委託放送に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(利用の制限)

第6条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、放送施設を利用させてはならない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。
- (2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは特定の宗派その他の思想団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。
- (3) 公共の福祉に反するとき。
- (4) その他市長において不適當と認めるとき。

(宅内スピーカーの設置)

第7条 宅内スピーカー（有線放送を聴取するために住民が所有し、又は占有する建物内に設置されたスピーカーをいう。以下同じ。）の設置を希望する者は、市長に申し出て許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、遅滞なく宅内スピーカーを設置するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、設置された宅内スピーカーを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(宅内スピーカーの移設)

第8条 前条の規定により設置された宅内スピーカーの移設を希望する者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく宅内スピーカーを移設するものとする。

(宅内スピーカーの取替え)

第9条 第7条第2項の規定により設置された宅内スピーカー（第8条第2項の規定により移設したものを含む。）の取替えを希望する者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第10条 第7条の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により届出をした者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 第9条の規定により宅内スピーカーの取替えを希望する者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(電柱の使用)

第11条 電柱を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(放送施設の維持及び補修)

第12条 放送施設の設置、維持及び補修は、市長の指定する者が行う。

2 市長は、放送施設に障害を生じたときは、速やかにこれを修復しなければならない。

3 前項に規定する場合において、その障害の原因が利用者の責めに帰すべきものであるときは、市長は修復に要した経費をその者に負担させることができる。

(広告放送料金)

第13条 放送施設を用いて広告を放送しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1回の放送につき1分30秒までごとに1,020円（消費税等額を含む。本市以外の者が利用する場合の料金はその2倍の額）

（平26条例19・一部改正）

(運営委員会)

第14条 放送施設を用いて行う事業の公正かつ円滑な運営に関し、調査審議するため、市長の附属機関として久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、必要に応じ市長がこれを招集する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田主丸放送条例（昭和40年田主丸町条例第231号。以下「旧田主丸町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧田主丸町条例第7条第1項に基づき置かれた田主丸町放送運営委員会（以下「旧委員会」という。）は、第14条第1項により置かれた久留米市有線放送運営委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成26年3月27日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

田主丸町長栖	田主丸町鷹取	田主丸町船越	田主丸町秋成	田主丸町殖木	田主丸町常盤
田主丸町野田	田主丸町豊城	田主丸町恵利	田主丸町朝森	田主丸町八幡	田主丸町菅原
田主丸町上原	田主丸町志塚島	田主丸町以真恵	田主丸町牧	田主丸町地徳	田主丸町竹野
田主丸町中尾	田主丸町森部	田主丸町石垣	田主丸町益生田	田主丸町田主丸	

別表第2（第10条関係）

(平26条例19・全改)

種別		手数料の額
新設工事	宅内スピーカーの新設工事（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
移設工事	家屋の建替え、移築に伴うもの（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
	家屋内で宅内スピーカーを移設するもの	2,050円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3（第10条関係）

（平26条例19・全改）

種別		手数料の額
宅内スピーカーの取替え	使用不能による取替え	無料
	その他の理由による取替え	5, 140円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市有線放送条例施行規則

平成17年2月4日

久留米市規則第36号

改正 平成17年6月20日規則第157号

平成17年12月12日規則第181号

平成21年3月9日規則第15号

平成24年3月30日規則第25号

平成26年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前6時から午後10時まで

(2) 10月1日から3月31日まで 午前6時から午後9時まで

(非常災害その他緊急事項の通報及び連絡の際の放送の中断等)

第3条 市長は、条例第5条第2号に規定する非常災害その他緊急事項の通報及び連絡をする必要があると認めるときは、それ以外の放送を中断し、又は放送施設の利用を制限することができる。

(官公署、公共団体等からの広報事項の伝達及び委託放送)

第4条 条例第5条第3号又は第5号に規定する事業は、それらの放送を求める者からの申出に基づき行うものとする。ただし、同条第3号に規定する事業について市長が施設の設置の目的を達成するため必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、放送を求める者の名称又は氏名並びに放送の内容及び日時を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、施設の設置目的に照らして適当でないと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、第1項の申出に係る放送を行わないものとする。

(申出等の様式)

第5条 条例第7条の規定による宅内スピーカーの設置の許可に係る申出、条例第8条の規定による宅内スピーカーの移設に係る届出及び条例第9条の規定による宅内スピーカーの取替えに係る届出は、宅内スピーカー設置・変更申請書（別記様式）により行わなければならない。

(有線放送運営委員会)

第6条 久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 久留米市議会議員
- (2) にじ農業協同組合が推薦する者
- (3) 田主丸町商工会が推薦する者
- (4) 田主丸地域の地域コミュニティ組織（久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第23号）第2条第3号の地域コミュニティ組織をいう。）が推薦する者
- (5) 田主丸町地域婦人会が推薦する者
- (6) 久留米市消防団員であって田主丸支団に配置されている者
- (7) 久留米広域消防本部浮羽消防署長が推薦する者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員

（平17規則181・平21規則15・平24規則25・一部改正）

（委員会の所掌事務）

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放送の番組に関する事項
- (2) 設備及び業務の改善に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

（委員の任期）

第8条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員会の委員長等）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平17規則181・一部改正）

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送条例施行規則（昭和 40 年田主丸町規則第 59 号。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送運営委員会規則（昭和 40 年田主丸町規則第 60 号。）の規定により田主丸町放送運営委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第 6 条の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、この規則の施行の日における田主丸町放送運営委員会規則第 2 条の規定により任命された田主丸町放送運営委員会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

(平 17 規則 157・一部改正)

附 則（平成 17 年 6 月 20 日規則第 157 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 12 日規則第 181 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 9 日規則第 15 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に久留米市有線放送運営委員会の委員であつて、改正前の第 6 条第 2 項第 4 号又は第 6 号に規定するもののうちから任命又は委嘱されたものは、この規則の施行の日に改正後の久留米市有線放送条例施行規則（以下「新規則」という。）第 6 条第 2 項の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における従前の久留米市有線放送運営委員会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則（平成２６年３月３１日規則第４５号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

○久留米市有線放送条例施行規程

平成17年2月4日

久留米市規程第19号

改正 平成19年2月27日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に定める放送施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳)

第2条 有線放送施設に係る事務を所掌する課の長（以下「課長」という。）は、有線放送施設原簿（第1号様式）を作成し施設の管理状況を明らかにしなければならない。

(運用状況の記録)

第3条 課長は、有線放送業務日誌（第2号様式）により施設の運用状況を記録しなければならない。

(電柱敷地料)

第4条 有線電柱、支線柱及び支線の敷地料は、無料とする。

(平19規程4・全改)

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規程第4号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 略

第2号様式（第3条関係） 略

久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員を超える場合は、抽選等により傍聴者の決定を行う場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。